

\\ いちばんわかりやすい! //

新

事業承継



税制の

かしこい使い方

小林満春  
税理士



CrossMedia  
Publishing

本書の内容は、主に2019年3月時点での情報を基にしていますが、その後の関係法令の改正等によって変更になる場合があります。

はじめに

「事業承継税制はご存じですか？」

私はクライアントやご縁をいただいた経営者の方に、このようにお尋ねすることがあります。そうした場合、次のようなお答えをいただくケースがよくあります。

「聞いたことはあるけど、特にうちには……」

「顧問の先生に聞いてみたけどメリットがないって言われたので……」

また、それとは別に、「自社の株価評価はしていますか？」とお伺いすると、

「株価の評価はしたことがないんだよね」

「顧問の先生にお願いしてみたことはあるんだけど、時間がかかると言われて……」

など、自社株式の税務評価をしていないという回答を多くいただきます。

これらは小規模な企業の話ではなく、売上が何十億とある企業の経営者とのお話です。その規模の会社でも、株価評価を行っていない、自社の株価を把握していないということとは、裏を返せば「日本の多くの企業で、事業承継に対する問題の認識がまだまだ進んでいない」ということだと思います。

本書で解説する「新事業承継税制」は、日本の中小企業を守るために、国が主導して進めている制度です。より細かくお話しすると、本書では事業承継税制のうち、2018年4月からスタートした「特例措置」について詳しく触れていきます。

これは大変有利な税制なのですが、5年以内（23年3月末まで）に計画書を提出し、10年以内（27年12月末まで）に贈与・相続を実施することが求められる期限付きの措置です。ぜひ、本書で概要を知り、次世代につなぐ事業承継に活用していただきたいと思っています。

日本には、素晴らしい中小企業が数え切れないほどあり、素晴らしい経営者が数多くおられます。しかし近年、中小企業の後継者難は深刻で、事業承継の見込みが立たないまま高齢となった多くの経営者が、引退年齢を迎えています。

このままでは、わが国の貴重な技術と雇用が失われてしまうという危機感から、国もさまざまな支援策を積極的に講じるようになりました。税制面では、09年4月に非上場株式の贈与税・相続税を優遇する事業承継税制が創設され、その後も改正が重ねられてきました。そして18年4月には、事業承継税制の内容を強化した特例措置が創設されました。

中小企業の事業承継における最大のネックは、「自社の非上場株式の後継者への承継」にあります。

以前は経営者の生前に株式を早期に移転することには、相当の時間と労力、そして納税が必要でしたので、積極的に移転に取り組んでいる企業は少数でした。そのため経営者が亡くなることにより多額の相続税が発生していました。

中小企業の場合、事業承継は個人の遺産相続と一体とってよく、自社の株式を相続税や贈与税の対象から外せることは、事業を引き継ぐ上で大きな支援となるはずです。

私は税理士ですが、社員を20人ほど雇用する中小企業の経営者でもあります。経営の苦労やかじ取りの大変さは、日々ひしひしと感じています。

中小企業の経営者の方々は、会社の全責任を背負いながら、さまざまな問題を解決し、会社の内部留保を厚くして危機に備えつつ、社員の雇用を守っておられます。そのような日本の中小企業だからこそ、永続して残していただきたいと私は思っています。

昨今、経営環境が厳しいといっても、高収益の中小企業はたくさんあります。新しい事業承継税制を活用することによって、利益が残るような会社を経営していて内部留保が多い場合は、これまでであれば数千万円もかかってきた税金がゼロになったり少額で済んだりするようになります。

事業を引き継ぐには、M&A（合併・買収）による売却という方法もあり、昨今では中小企業のM&Aも盛んになってきました。株式をそのまま相続すると3割から5割の税金がかかってきますが、M&Aで売却すれば2割で済みます。

しかし、売ってしまったらそれまでですし、売却先が技術や従業員を守ってくれる保証もありません。その点、事業承継税制を使えば、税金はかかりませんし、技術や従業員も守りやすいのでメリットがあります。ただ、問題は手間がかかることです。

株式や不動産など、資産の保有や取得に課税する税、いわゆる「資産税」の分野は、専門にやっている税理士でないと難しいところがあり、資産をどう引き継ぐのかという問題には総合的な提案が必要で、機械的にやってもなかなかうまくいきません。本を読んで得られる知識だけで解決するのではなく、ご相談をいただいた中で知恵を絞り、知識を組み合わせていくようなことも多くあります。条文などに書いてあっても、疑問な点を所轄官庁に聞いていくことも大切です。

例えば、私は事業承継税制に関して、こんな経験があります。

改正前の事業承継税制では、先代経営者1人のみが株式の贈与者となれたのですが、贈与者の条件として、法律の条文には「先代経営者が株をいちばん多く持っていたこと」としか書かれておらず、「いつ」という条件は条文からは判断できませんでした。

ある会社で、創業者である父親が亡くなった後、現代表取締役である母親が息子に株式を贈与したいという案件がありました。父母の株式は同数のときもありましたが、父親のほうが多い時期もありました。

当初、同社の顧問税理士の方のご意見は、「事業承継税制の適用はできない」だったそ

うですが、私にもセカンドオピニオンの相談があり、調べてみると、「常に多く株を持っていなければいけない」のではなく、「過去のある時点で、代表者を務めていたときにいちばん多く持っていることが確認できればよい」ということがわかりました。母親は過去に父親と同数だったことがあり、いちばん多く持っていたことが確認されたため、無事に事業承継税制の適用を受けることができました。

このように、資産や不動産は専門家でも判断が分かれる難しさがあるので、顧問税理士がいらっしやっても、資産税を専門にやっている私の事務所に依頼がくるケースも数多くあります。

今回の新事業承継税制は、経営者と後継者、そしてそれをサポートする税理士などの専門家の協力が必要不可欠になってきます。冒頭でも書きましたが、経営者の方、そしてそれをサポートする専門家の意識が低くては、せっかくの制度も、うまく活用できません。本書は経営者の方だけでなく、後継者の方にも、そしてそれをサポートする専門家の方々にも読んでいただけるように心を砕きました。

新事業承継税制は、数ある税制の中でも特に手続きが複雑で、先ほどの例のように、判



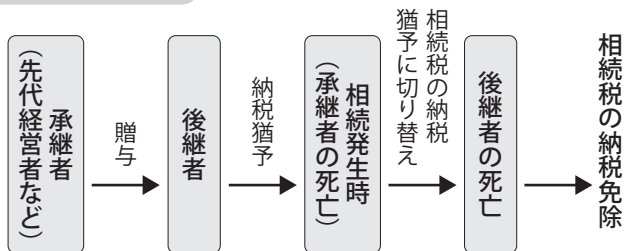
断や確認に専門的知識を要する側面もある制度です。また、単に税務の分野だけでなく、民法の知識、そしてそれらを活用した上でのブランドデザインが必要になってきます。しかし、自社の事業承継に対するメリットが見いだせるようでしたら、ぜひ活用していただきたい制度でもあります。

それらをサポートできる専門家の方々も含めて、ぜひ本書をご活用いただき、日本を支える多くの中小企業が永続していくための一助になれば幸いです。

2019年4月

さくら東京税理士法人代表社員・税理士 小林満春

## 活用のプロセス



※ 上記が基本的なパターンだが、贈与で利用する前に承継者が死亡した場合、相続税の納税猶予でも開始できる

事業承継税制を活用する際には、経営者の方だけではなく、顧問など身近な専門家と一緒に検討することをお勧めします。

序章を除いた各章の主な内容は次の通りですが、読むパートを分けていただいても構いません。

第1章 …… 基本的な仕組み	} 特に顧問税理士などの専門家の方に読んでもらいたい部分
第2章 …… 特例措置の適用要件	
第3章 …… 手続きの具体的な進め方	
第4章 …… 活用のケーススタディ	} 特に起業経営者や後継者の方に読んでもらいたい部分
第5章 …… よくある疑問へのQ&A	
第6章 …… 併せて考えたいポイント	

## ■ 本書でわかる事業承継税制の活用マップ

2018(平成30)年1月1日から2027年12月31日までの10年間は、これまでの「一般措置」より使いやすくなった「特例措置」が活用できる



### ▼ 使いやすくなったポイントの一例

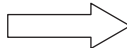
- ・対象となる株式数が  
発行済み株式数の最大3分の2 → 全株式に
- ・評価額に対する納税猶予の割合が  
贈与税100%・相続税80% → 贈与税・相続税とも100%に
- ・後継者(株式をもらう側)の人数が  
1人 → 最大3人に など

事業承継税制の  
メリット

- ・中小企業の非上場自社株式を**非課税**で後継者に移転できる
- ・先代経営者の生前に早期に株式を後継者に移転できる
- ・中小企業の相続税対策として有効

贈与税

相続税



納税猶予後、  
最終的に  
非課税

『いちばんわかりやすい！ 新事業承継税制のかしこい使い方』 目次

はじめに 3

## 特例措置により格段に使いやすくなった 事業承継税制

- 01 特例措置により事業承継税制はこう変わった 18
- 02 特例措置はこのように活用できる 25

## 基本的な仕組みを理解しよう

- 01 特例措置を活用する流れはこうなる 32

## 特例措置を利用するための適用要件とは

- 02 特例承継計画の作成から株式贈与の実施まで 36
- 03 株式贈与実施後も納税猶予の継続手続きが必要 41
- 04 特例措置のさまざまな活用パターン 45
- 05 贈与税は暦年課税と相続時精算課税のどちらにすべきか 54
- 06 総合的な観点から事業承継税制を検討する 61
- 01 会社の要件 66
- 02 贈与者（先代経営者等）の要件 72
- 03 後継者（譲渡を受ける者）の要件 80
- 04 持株比率の要件 84
- 05 雇用確保の要件 86

# 手続きの具体的な進め方

- 01 特例承継計画の作成と提出の手続き 92
- 02 株式贈与実行と特例贈与認定申請書提出の手続き 106
- 03 株式贈与実行時の税務署への贈与税の申告手続き 121
- 04 経営承継期間中（5年間）の「年次報告書」の提出手続き 123
- 05 納税猶予維持のための税務署への「継続届出書」の提出手続き 129
- 06 相続税の納税猶予への切り替え手続き（相続発生時） 133
- 07 こんなときは納税猶予が取り消しになる 136

# 特例措置活用ケーススタディ

- ケース01 自社株式の相続の有無による相続税納税額の違い 142
- ケース02 自社株式以外の財産の配分で後継者への株式集中を行う 144

「こんなとき」「どうする?」「やる?」

ケース03 特例措置を活用して3人の後継者に株式を贈与し税負担軽減 147

ケース04 両親の持株を贈与して後継者の息子に株式を集中させる 151

ケース05 直系親族以外への贈与と相続で遺言を活用する 153

ケース06 資産管理会社だが納税猶予を受けるために3要件を整える 158

Q1 制度の活用を検討する目安にはどんなものがある? 164

Q2 資産管理会社でない要件「従業員5人」はパートも含む? 166

Q3 後継者が決められないとき、後で変更はできる? 168

Q4 株券不発行会社にしておくとどんなメリットがある? 170

Q5 先代経営者の説得でよいアドバイスはあるか? 172

Q6 父母から贈与を受ける際に父だけ相続時精算課税は選べる? 173

Q7 3代目まで考えたときの制度利用上の注意点は? 174

## 「実践編」ここも一緒に考えておきたい

- 01 暦年課税と相続時精算課税を比較してみる 176
- 02 必ず遺言書を書いてトラブルを防ぐ 182
- 03 遺留分対策や相続税対策の多様なやり方を検討する 184
- 04 依頼する専門家を選ぶポイント 189
- 05 後継者の育成についてどう考えるか 190